

平成 20 年 7 月 14 日
高 知 市 契 約 課

単品スライド条項の発動について

高知市では、最近の特定の資材価格の高騰を踏まえ、市発注工事において、請負代金の見直しを行なうことができるよう、単品スライド条項（工事請負契約書第 25 条第 5 項）を適用することとしました。

契約保証金免除タイプの工事請負契約書で契約したものは、第 24 条第 5 項

1 単品スライドについて

単品スライドとは、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に請負代金額の変更を請求できる措置。

2 発動日 平成 20 年 7 月 14 日

3 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

主要な工事材料

「鋼材類」と「燃料油」に分類される各材料。（H 型鋼，異形棒鋼，軽油など）

対象工事

7 月 14 日以降に工期の末日を迎える工事又は新たに契約を締結する工事

請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分（設計価格と実勢価格の差）のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事の 1% を超える額を発注者が負担する。部分引渡をした工事の部分、部分払いの対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できない。ただし、請負者の求めに応じ、既済部分検査の合格通知に、単品スライド条項の適用対象とすることができる旨の記載があるときは、適用可。

4 単品スライド条項の適用手続き

申請時期、契約変更の時期

原則として工期末の 2 ヶ月前までに請求 工期末に契約変更

ただし、工期末が平成 20 年 9 月 30 日以前の工事は、工期内であれば 7 月 30 日まで請求が可能。

証明書類の提出（必須）

請負者は、請負者が実際に購入した対象資材の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

5 その他

運用に関する詳細については、別途策定し、後日お知らせします。